

【県内市町】高齢者等見守り活動一覧

市町名	1. 安否確認・見守りに関する市町独自サービス		2. 関係機関や民間事業者との連携した取組	3. 各市町ホームページURL ※URLをクリックすると各ホームページに移ります。	
	サービス内容	利用者負担			
長崎市	<p>①配食サービス</p> <p>②ふれあい訪問収集 ・斜面地・路地奥やエレベーターが設置されていない中高層住宅等にお住まいでゴミ出しが困難な高齢者に対し、ゴミの戸別収集と安否確認の声をけを行う。</p> <p>③緊急時訪問介護 ・自宅に緊急通報装置を設置し、必要時に訪問介護員の派遣を行う。</p> <p>④徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 ・事前登録された認知症高齢者が徘徊で行方不明になった際に、登録事業所へメールで捜査協力を依頼する。</p> <p>⑤徘徊高齢者等家族支援 ・早期発見できるシステム（GPS）を活用し、認知症高齢者の居場所を知らせる。</p> <p>⑥みまもりあいアプリ ・無料の携帯アプリを活用して、アプリ登録者へ行方不明となった認知症高齢者の捜査を依頼し、発見時にはアプリを通して捜索者に連絡を行う。</p>	<p>①～③一人暮らし又は高齢者世帯</p> <p>④⑤徘徊の見られる認知症の要介護被保険者を介護している家族</p> <p>⑥認知症高齢者を抱える家族、または、捜索に協力いただける方</p>	<p>①220～880円</p> <p>②無料</p> <p>③383円</p> <p>④無料</p> <p>⑤月550円又は1,320円</p> <p>⑥アプリは無料、専用ステッカーは有料</p>	<p>・戸別訪問時に異変を感じることがあった際に、市の担当課へ連絡→市の担当課が関係機関に連絡し、状況把握→協定事業所へ返答</p> <p>※緊急対応が必要と判断される場合は、警察や消防へ直接連絡してもらう。</p>	<p>①②③在宅生活を支援するためのサービス</p> <p>https://www.city.nagasaki.jp/fukushi/430000/432000/p002063.html</p> <p>④⑥認知症への取り組み</p> <p>https://www.city.nagasaki.jp/fukushi/430000/439000/p026506.html</p> <p>⑤自宅介護している家族の方に</p> <p>https://www.city.nagasaki.jp/fukushi/430000/432000/p002059.html</p>
佐世保市	<p>①緊急通報システム ・緊急ボタンを押すか、安否確認センサーからの異常の通報のもと、委託先から協力員に電話が繋がります。</p> <p>②位置探索システム専門端末機貸与 ・認知症高齢者が行方不明になった場合、機器（GPS）を活用し早期に発見できる。</p> <p>③配食サービス</p> <p>④認知症高齢者見守り支援登録 ・見守り支援登録された方の情報を関係機関（警察署、地域包括支援センター等）に配付するとともに、QRコードの描かれた見守りシールを登録者の家族へ交付。発見者がQRコードを読み取ると、関係機関の連絡先が表示される。</p>	<p>①独居又は高齢者世帯の方で、65歳以上で健康状態身体状況に問題がある方又は85歳以上の方</p> <p>②徘徊の可能性のある高齢者を在宅で介護している家族</p> <p>③独居又は高齢者世帯で、身体能力の低下や認知症などの理由で、買い物と調理の両方が困難な方</p> <p>④在宅生活をされている認知症の方（疑いを含む）で、行方不明になる恐れのある方</p>	<p>①使用機器・市民税課税状況により異なる（0円～1,000円）</p> <p>②初回加入料及び月額利用料は無料</p> <p>③420円/1食</p> <p>④無料</p>	<p>・新聞社等の民間事業者（17社）と地域見守りネットワーク協定を結び、日常業務の中で市民の方の異変に気付いた際に市や警察署に連絡してもらう。（協定締結担当は他課）</p> <p>・民生委員に対し、高齢者情報を提供。訪問活動の中で気になる高齢者を見つけた際のため、市や関係機関の連絡先を周知。</p>	<p>①緊急通報システム</p> <p>https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/kinkyuutuuhousisute.mu.html</p> <p>③配食サービス</p> <p>https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/haisyokusa-bisu.html</p> <p>②④認知症高齢者見守り支援登録</p> <p>https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/mimamorisien.html</p>
島原市	<p>①緊急通報システム ・装置を貸与し、安全確保と不安解消を目的とする。</p> <p>②テレフォンサービス ・安否確認、日常生活等の相談に応じる。</p> <p>③SOSおかえりネットワーク ・行方不明になった場合、関係団体に情報を配信し早期発見に役立てるもの。</p> <p>④ふれあい収集 ・ゴミ集積所までゴミの運搬が困難な対象者宅までゴミ収集に訪問。収集時にゴミが出されていない場合、利用者の安否確認を実施。</p>	<p>①②65歳以上のひとり暮らしの人</p> <p>③見守りが必要な方（認知症の人や行方不明になる恐れのある人）でネットワークに登録を希望する人</p> <p>④・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成する世帯 ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯</p>	<p>①300円/月</p> <p>②無料</p> <p>③無料</p> <p>④無料</p>	<p>・協議会の委員、協定事業者が日頃の業務中に高齢者の異変や気づきがあれば、福祉課や地域包括支援センターへ情報を提供していただく。</p>	
諫早市	<p>①GPS携帯通報装置を貸与し、位置確認・緊急通報時の家族への連絡や警備員の駆けつけ対応等を行う。</p> <p>②位置情報確認装置の利用を支援し、認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者を早期に発見し、事故の未然防止を図る。</p> <p>③配食サービスを活用し、その安否状況を定期的に把握する。</p>	<p>①65歳以上の単身世帯・高齢者のみ世帯・これに準ずる世帯の人</p> <p>②認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者を現に介護している家族</p> <p>③①の人で栄養改善が必要な要支援・要介護の認定者</p>	<p>有り</p>	<p>・上下水道局の検針結果について過去5回の定期検針結果と比較して著しく減少している場合には、情報提供があり地域福祉課において連絡を取り、安否の確認を行っている。そのほかの事業所については、検針時等に異常を発見した場合に、事業所から地域福祉課へ連絡が来るよう連携を図っている。</p>	<p>高齢者ささえあいネット</p> <p>http://isahaya-korei-portal.jp</p>

大村市	<p>①ふれあい収集 ・ゴミ集積所までゴミの運搬が困難な対象者宅までゴミ収集に訪問。</p> <p>②民間配食サービス利用時の対面により、安否確認やコミュニケーションを図る（市と配食業者が連携）。</p> <p>③緊急通報システム ・緊急通報装置の貸与、携帯電話への緊急通報機能を付加し、緊急時に緊急連絡先への連絡又は警備会社が急行する。</p> <p>④位置検索システム ・位置確認機器を貸与し、徘徊時に居場所を検索する。</p> <p>⑤徘徊SOSネットワーク事業 ・事前登録制で登録された高齢者等が行方不明となった際、SOS協定団体にメールにて情報を提供し検索協力を依頼する。</p>	<p>①要支援・要介護認定者等で常にゴミだしが困難な市民</p> <p>②制限なし</p> <p>③65歳以上の世帯、重度の身体障害者のみの世帯</p> <p>④認知症による徘徊行動が見られる在宅の65歳以上の方及びその介護者</p> <p>⑤徘徊の恐れのある認知症高齢者（市内在住の概ね65歳以上の方）</p>	<p>①無料</p> <p>②実費負担</p> <p>③有り（一部助成あり）</p> <p>④有り（本人が住民税非課税世帯の方は基本料金は無料）</p> <p>⑤無料</p>	<p>・ライフライン事業者については、本市の見守りネットワーク協議会の一員になってもらっていることもあり、協議会への参加(情報提供する等)、高齢者に気になることがあれば市（包括）へ相談してもらうなどの他、市独自で実施している「徘徊SOSネットワーク事業」における検索協力団体として、有事の際、状況にあわせて可能な範囲で協力いただいている。</p>	<p>・徘徊SOSネットワーク事業 https://www.city.omura.nagasaki.jp/choujuhokatsu/kenko/fukushi/kores/ha/ninchisho/sos.html</p>
平戸市	<p>①緊急通報装置貸与 ・緊急ボタン、相談ボタンを押すことで、コールセンターへつながる緊急通報装置の貸与。</p> <p>②高齢者QRコード活用見守り ・QRコードを配布し、行方不明になった際に発見者がQRコードを読み取り関係機関へ連絡できる。</p> <p>③徘徊高齢者位置検知システム助成 ・徘徊高齢者などの所在を把握するための検知システム設置にかかる初期設定費用の助成。</p> <p>④配食サービス</p>	<p>①65歳以上の高齢者のみの世帯で慢性的疾患等がある方、身体障害者手帳（1級・2級）のみの世帯の方</p> <p>②外出時に自宅に戻れなくなる可能性がある在宅高齢者</p> <p>③徘徊症状の高齢者の介護者で、探知システムを提供する事業者と契約をした人</p> <p>④概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに障害者で、自立支援の観点から利用することが適切であると認められる人</p>	<p>①500円/月（非課税者世帯負担なし）</p> <p>②負担なし</p> <p>③毎月の利用料</p> <p>④500円/1食</p>	<p>・年1回、民間事業者、見守りサポーター等で構成する高齢者見守りネットワーク連絡会において、情報共有や意見交換等研修を行っている。</p> <p>・孤立死予防に向けた庁内協議の開催。</p>	
松浦市	<p>①地域見守りネットワークによる行方不明者捜索協力 ・事前登録された認知症高齢者が行方不明になった場合、協力業者に情報を配信し早期発見に役立てる。</p> <p>②緊急通報機器貸与事業 ・緊急ボタンを押すことで受信センター及び協力員に電話につながる緊急通報装置の無料貸与。</p> <p>③徘徊感知器貸与事業 ・認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合、所在を把握するための携帯できる徘徊感知機器を無料貸し出し（原則2週間）（介護保険法で規定する福祉用具貸与が受けられる場合は該当しない）。</p> <p>④配食サービス（委託事業）</p>	<p>①認知症高齢者を抱える家族</p> <p>②概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、重度の身体障害者のみの世帯</p> <p>③認知症による徘徊行動が認められる者又は徘徊行動のおそれがある概ね65歳以上の者</p> <p>④介護保険法による要支援者、介護予防ケアマネジメントにより栄養改善や見守りとともに行う配食が必要な者及び単身の身体障害者（又はこれに準ずる世帯）</p>	<p>①無し</p> <p>②無し</p> <p>③無し</p> <p>④実費相当分</p>	<p>・日々の業務や生活の中での協力をお願いしている。新聞が数日分溜まっていると連絡や、金融機関から何度も通帳の再発行をする認知症高齢者の情報提供など。その後は包括支援センターからの自宅訪問や民生委員などの関係者に状況を確認するなど対応している。</p> <p>・年1回「行方不明高齢者捜索模擬訓練」を地域の関係機関・見守り協定締結民間事業者の参加で実施している。</p> <p>・年1回地域見守りネットワーク協議会を開催し、情報共有や意見交換等を行っている。</p>	
対馬市	<p>①対馬市シルバーホン設置事業 ・緊急ボタンを押すことで、自動的に緊急連絡先に電話が繋がる緊急通報装置の無償貸与。</p> <p>②食の自立支援事業</p> <p>③対馬市見守りネットワーク事業</p>	<p>①65歳以上の独居高齢者。</p> <p>②70歳以上の一人暮らし世帯、70歳以上の高齢者夫婦世帯で一方が要介護認定1以上の世帯及び65歳以上の心身の障害及び傷病により自立した食生活を営むことが困難な者のうち、訪問による安否の確認等を必要とする世帯。</p>	<p>①無料</p> <p>②300円</p>	<p>・協定事業者等は事業活動の中で高齢者等に関する異常を発見した場合、市へ連絡する。緊急を要する場合、消防・警察に通報する。</p>	<p>対馬市見守りネットワーク事業 https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gvousei/soshiki/fukushi_hoken/fukushika/833.html</p>
杵岐市	<p>①配食サービス事業 ・食事を入手し、調理が困難で低栄養のおそれがあるものに対し、1日1食バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行う。</p> <p>②いきいきあんしんネットワーク ・徘徊による行方不明が心配される方を登録し見守り、行方不明時は関係機関連携のもと検索するシステム。</p>	<p>①65歳以上の高齢者世帯、及び、65歳未満の障害者手帳所持者のみ世帯</p> <p>②徘徊により行方不明が心配される方</p>	<p>①400円</p> <p>②なし</p>	<p>・いきいきあんしんネットワーク連絡協議会の開催（コロナ禍で文書による周知）</p> <p>・地域安心見守り協力事業所訪問（ステッカー交換）</p>	
五島市	<p>①五島市高齢者見守りネットワーク連絡会参加機関には異常発見時フローチャート配布、異常時は包括に連絡をいただく。</p> <p>②配食は手渡して行い、安否確認。</p> <p>③SOSネットワーク 名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立てる。</p> <p>④緊急通報システム（シルバーホン） ・シルバーホンに高齢者等及び協力員の連絡先を登録。高齢者の急病、災害等の緊急時に非常用の通知ボタンを押し、登録している家族に電話でお知らせ。</p>	<p>①65歳以上で情報提供の同意がとれた方</p> <p>②配食サービス利用中の方</p> <p>③認知症の方や行方不明になるおそれがある方など、見守りが必要な方</p> <p>④65歳以上のひとり暮らし高齢者</p>	<p>①無料</p> <p>②400円</p> <p>③無料</p> <p>④無料（緊急時の通話の基本料金、通話料金、電気料金などは利用者負担）</p>	<p>・業務で高齢者に関わる時に、異変に気づいたら市役所長寿介護課へ連絡してもらうこと。</p> <p>・事故や異変が緊急事態と判断した場合、警察・消防へ通報してもらうこと。</p>	<p>https://www.city.goto.nagasaki.jp/li/kurashi/060/050/index.html</p>

西海市	<p>①配食サービス ・心身の状況等により食の確保が困難で、安否確認が必要な者及び栄養改善対象者に対して、栄養バランスのとれた食事を1日1食提供すると共に安否確認を行う。</p> <p>②緊急通報体制等整備事業 ・緊急ボタンを押すことで、受診センターへ通報が入り、状況判断後、協力員や家族等へ連絡し、訪問等の依頼を行う。また、必要に応じて消防署への連絡を行う。月に1回、センターからお同コール（状況確認）の実施。</p>	<p>①事業対象者または要支援者または要介護者のうち、単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、心身の状況等により食の確保が困難で、安否確認が必要な者及び栄養改善対象者</p> <p>②概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者。</p>	<p>①食材料費及び調理費相当分に係る費用の額 ・410円</p> <p>②本体購入費の3分の1又は機器レンタル代。設置・撤去費用</p>	<p>・安心見守りネットワーク事業の協定事業者等には何か気づいたことがあれば、市に連絡するよう協力をお願いしている。</p>	
雲仙市	<p>①緊急通報装置貸与事業 ・市内高齢者宅へ緊急通報装置の貸し出しを実施。</p> <p>②食の自立支援事業 ・配食サービスを委託し、安否確認を実施。</p> <p>③高齢者等戸別収集支援事業 ・ゴミ集積所までゴミの運搬が困難な対象者宅へゴミ収集のため訪問し、安否確認を実施。</p> <p>④SOSオレンジネットワーク ・認知症の方や行方不明になるおそれのある方（名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立てる。</p> <p>⑤高齢者認知症高齢者等個人賠償責任保険 ・認知症の人が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入する。</p> <p>⑥一人暮らし高齢者見守り支援事業 ・一人暮らしして見守りが必要な高齢者に対して、ICT（情報通信技術）を活用して、高齢者等の安否確認等の見守りができる機器を導入する場合に、設置費用や購入費等の導入に要する初期費用を助成する。</p>	<p>①65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、日常生活を営む上で常時注意を要する者、ひとり暮らしの重度身体障害者等</p> <p>②単身世帯の高齢者、高齢者のみの世帯等で買い物や調理配食の注文等が困難であるもの</p> <p>③要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成する世帯、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯</p> <p>④認知症の方や行方不明になるおそれのあるもの</p> <p>⑤「雲仙市高齢者等SOSオレンジネットワーク事業」に登録された人のうち、在宅生活をしている人。</p> <p>⑥市内に住所を有する65歳以上の方で、一人暮らしして安否確認を必要とする別居の家族等がいる。緊急通報装置の貸与を受けていない。他要件あり。</p>	<p>①連絡時の電話使用料</p> <p>②一食370円</p> <p>③無料</p> <p>④無料</p> <p>⑤無料</p> <p>⑥無（上限を超える分や経費対象外分は実費）</p>	<p>・高齢者等見守りネットワーク推進協議会で年2回、見守り活動の報告や意見交換を行っている。</p> <p>・民生委員の定例会（各町月1回）において、気になる高齢者の相談等が福祉課へ寄せられている。（緊急時には別途対応）</p> <p>・ゴミの戸別収集事業で、見守り支援を兼ねているため、有事の際には、環境担当課から福祉課へ情報共有されている。</p>	
南島原市	<p>①緊急通報システム設置事業 ・緊急ボタンを押すことで受信センター及び協力員に電話がつながる緊急通報装置の無料貸与。</p> <p>②認知症高齢者等見守り事業 ・認知症その他の疾患により徘徊（はいかい）のおそれのある高齢者、精神障がい者、知的障がい者を介護する家族等に対し、「見守りシール」（QRコード）を交付。</p>	<p>①ひとり暮らしの高齢者等</p> <p>②徘徊のおそれのある高齢者等を介護する者</p>	<p>①設置費用負担金2,000円</p>	<p>・39事業所と見守り協定を締結しているが、通常の業務の範囲で異変に気付いた場合の発見のネットワークを推進するものと整理している。</p>	
長与町	<p>①長与町緊急通報システム事業 ・緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応、日常生活における相談、定期的な安否確認を行う。</p> <p>・固定電話回線をお持ちではない方を対象とした携帯型装置の貸与。</p> <p>②長与町認知症高齢者等おかしサポート事業 ・おかしサポート事業に登録された方にQRコードを配布し、行方不明になった際、発見者がQRコードを読み取り、早期に関係機関へ連絡ができるようにするもの。</p> <p>③長与町食事サービス事業</p>	<p>①・65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>・75歳以上の高齢者のみ世帯</p> <p>・その他特に必要と認められた方</p> <p>②認知症等により行方不明となる恐れのある高齢者等</p> <p>・おかしサポート事業の登録を希望する人。</p> <p>③町民税非課税で、65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯</p>	<p>①固定型装置：300円/月、携帯型装置：500円/月</p> <p>※生活保護世帯は無料</p> <p>②無料</p> <p>③1食360円（3回/週を限度とする。）</p>	<p>・見守り関係機関の情報連携に努めている。</p>	<p>①緊急通報システム</p> <p>https://webtown.nagayo.jp/kiii003243/index.html</p> <p>②認知症高齢者等おかしサポート事業</p> <p>https://webtown.nagayo.jp/kiii0032881/index.html</p>
時津町	<p>高齢者等へ緊急通報機器を貸与する。利用者は、急病や災害などに陥った時に受診センターに通報することにより、受診センターが消防署への通報を行う等の緊急対応を行うことにより、対象者の迅速な救助等を行う。また、毎月の定期的な安否確認を併せて行っている。</p>	<p>・65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>・65歳以上のみの高齢者世帯</p> <p>・一人暮らしの重度身体障害者</p> <p>・その他、町長が適当であると認められた者</p>	<p>・通報機器のレンタル料 ⇒利用者負担なし。</p> <p>・毎月の通信料 ⇒全額利用者負担。</p> <p>・人感センサー等の附属機器 ⇒全額利用者負担。</p>	<p>・高齢者見守りネットワーク連絡会を設置し、町、見守り協力団体（警察、消防、自治会、民生委員等）と見守り協力事業所（高齢者見守り事業の主旨に賛同し登録した事業所）と連携し、高齢者を見守る。</p>	<p>https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/kenko_iryu_fukushi/koreishafukushi/2591.html</p>
東彼杵町	<p>①緊急通報サービスの実施 ・緊急通報装置のボタンを押すことで、委託先に通報が行き、委託先から協力員に連絡又は必要時は救急車の出動要請を行う。</p> <p>②配食サービスを委託し同時に安否確認実施。</p>	<p>①ひとり暮らし高齢者等で慢性疾患等により常時見守りを必要とする者</p> <p>②独居高齢者等で生活の自立が困難で支援が必要である者</p>	<p>①無料</p> <p>②原材料費</p>	<p>・電話回線による緊急通報サービスを導入し、利用者に対して定期的な電話連絡を行ない、病院への入院や退院、回線の故障疑いの情報など、一時的な利用の停止や再開のケースが生じた際は、業者から随時連絡をもらうようにする等、日頃から常に連携を回っている。</p>	<p>https://www.town.higashisonogi.lg.jp/kenko_fukushi/koreisha/1083.html</p>

川瀬町	<p>①緊急通報システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の高齢者宅へ緊急通報装置の貸し出しを実施。 ②高齢者在宅見守りシステム事業 ・町内の高齢者宅へ人感センサーによる緊急通報装置の貸し出しを実施。 ③配食サービス ・調理が困難で見守りが必要な方に食事の提供とともに安否確認を実施。 	<p>①②概ね65歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯または障害者世帯で緊急時の連絡等の対応が困難な世帯</p> <p>③調理が困難で支援が必要な65歳以上の独居高齢者または高齢者のみの世帯</p>	<p>①②設置に関する電話使用料及び電気代</p> <p>③1食420円</p>	<p>・18事業所と協定を締結しており、日常の業務、営業活動の範囲における見守り活動の協力を依頼し、高齢者等の異変があれば、町担当課及び警察、消防へ連絡していただく。</p>	
波佐見町	<p>①緊急通報システム貸与事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の事故やけが、急な体調不良等があった場合に緊急システムのボタンを押せば町の委託業者へ通報がいき状況確認と対応の対応を図る。 ②行方不明になる恐れのある高齢者に、QRコードの描かれた見守りシールを交付。発見者がQRコードを読み取ると、家族等にメールが届き、専用の伝言板上で発見者と家族等がやりとりができスムーズな保護につながる。 	<p>①65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯</p> <p>②おおむね65歳以上で、認知症などが原因で行方不明になる可能性がある方、初老期における認知症と診断された方</p>	<p>①無料</p> <p>②無料</p>	<p>・町全体としては年1回見守りネットワーク協議会で情報交換を行っており、地域関係機関は適宜、機関毎の会議で気になる高齢者がいる場合、包括支援センターに相談頂くよう啓発している。民生委員と連携し、救急医療情報カードの配布を行っている。</p>	
小値賀町				<p>・郵便局と見守り協定の締結を行っており、民生委員や社会福祉協議会とは随時連絡が取りあえる体制ができています。また、配食ボランティアによる声かけ等の見守りを行っている。</p>	
佐々町	<p>独居高齢者の日常生活の便宜と緊急時の連絡に備えて、シルバーホン「あんしん」を設置した方へ、機器の維持費の一部を助成する。</p>	<p>町内在住の65歳以上の独居高齢者で、住民税が非課税の方。</p>	<p>機器の維持費のおよそ1/2の額（年間2,200円）</p>	<p>・見守り協定締結民間事業所へは、行方不明事案発生時の捜索協力依頼をした。</p> <p>・すべての町内会を年1回まわり、地域関係者とともに「地域ネットワーク情報交換会」を実施し、地位切れの見守り体制の強化を図っている。</p>	
新上五島町	<p>町内6地区において、見守り協力員がさりげない見守りを実施し町へ報告。</p>	<p>一人暮らしで見守りが必要な65歳以上の高齢者等</p>	<p>なし</p>		

（参考：語句説明）

- 配食サービス
 - 弁当等の配達を活用して見守りを行い、安否確認を行う。
- 食の自立支援事業
 - 在宅のひとり暮らし高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、食生活に関わる情報提供と配食サービスを実施する事業
- 緊急通報装置システム（シルバーホン）
 - 緊急ボタンを押すか、人感センサーが異常を察知することで、受信センターに電話がつながる緊急通報装置
- 高齢者QRコード活用見守り
 - 認知症その他の疾患により、徘徊する可能性のある認知症高齢者等に関する情報を事前に登録し、保護された際にQRコードを活用して早期に身元を特定するための連絡体制を整備する事業
- 位置探知システム
 - 位置配置機能を有する端末を行方不明の恐れがある認知症等高齢者に配布し、行方不明時の早期発見に繋げる。